

第 29 号議案

小城市公民館生涯学習活動団体登録に関する要綱について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市公民館で、定期的かつ継続的に活動する自主グループに関して、その活動を支援することを目的とした要綱を定めるもの。

小城市教育委員会告示第 号

小城市公民館生涯学習活動団体登録に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、小城市公民館条例及び小城市公民館条例施行規則に基づき、小城市公民館（以下「公民館」という。）で定期的かつ継続的（以下「定期的」という。）に活動する自主グループ、地域団体、市民活動団体等に関して、必要な事項を定めることにより施設使用料等の減額等、その活動を支援することを目的とする。

(団体の登録)

第2条 公民館で定期的に活動し公民館の支援を受けようとする団体は、生涯学習活動団体として公民館に登録しなければならない。

(登録要件)

第3条 小城市公民館生涯学習活動団体として登録することができる団体は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 団体の活動目的が、社会教育、生涯学習活動として認められること。
- (2) 団体の加入・脱会が自由であり、常に公開され平等に運営されていること。
- (3) 講師が中心ではなく、会員同士が活動内容、予算、役割分担などを話し合って運営し、組織体制（会則など）が整っていること。
- (4) 団体の構成員が5名以上で市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること
- (5) 団体としての活動実績が概ね1年以上あること。
- (6) 政治、宗教活動または営利を目的としていないこと。
- (7) 暴力団等反社会的活動と関係するものではないこと。
- (8) 企業に属するクラブ活動ではないこと。

(団体登録の申請)

第4条 団体登録をする団体は、様式第1号を公民館に提出しなければならない。また申請内容に変更が生じた場合や団体を解散した場合は、

様式第2号を速やかに届けるとともに、様式第3号の証明書を返納しなければならない。

2 小城市文化連盟及び小城市体育協会加盟団体は、それぞれの団体が発行する団体加入証明書を以って登録されたものとみなすことができる。

3 第2項以外の団体についても、団体加入証明書に類似するもので団体登録が確認できる団体は、その証明書を申請書に添付するものとする。

(団体登録の証明)

第5条 公民館は、第3条の要件に基づいて提出された様式第1号を受理後確認し適当と認めるときは、様式第3号の証明書を団体に発行する。団体は、発行された証明書を責任もって保管し、別表第1に定める施設の利用を申請するときに、提示しなければならない。

2 公民館は様式第2号を受理後変更があった場合は、様式第3号の証明書を再度発行する。

(証明書の内容)

第6条 証明書には、登録する団体の使用料減免基準を記載する。

(証明書の期限等)

第7条 証明書の有効期限は無期限とする。ただし、登録後3年間の内、別表第1に定める施設の利用実績がない場合は、3年が経過した時点で登録は消滅するものとする。

2 証明を受けた団体は、当該証明書を他団体に貸与し、または譲渡をしてはならない。

3 証明を紛失した際は、速やかにその旨を公民館に届け出て、実費を支払うことにより、再交付を受けることができる。

(登録の取消)

第8条 登録団体が次の各号に掲げる事由に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 団体から解散の申請があったとき

(2) 第3条の要件を満たさなくなったとき

(3) 登録団体としてふさわしくないと認められる事実があったとき
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第5条、第7条関係）

小城市公民館施設	
名称（愛称）	位置
小城市小城公民館 （小城市まちなか市民交流プラザ内）	小城市小城町253番地21
小城市小城公民館桜岡支館 （小城市まちなか市民交流プラザ内）	小城市小城町253番地21
小城市小城公民館岩松支館	小城市小城町松尾3780番地1
小城市小城公民館晴田支館	小城市小城町晴気2096番地1
小城市小城公民館三里支館	小城市小城町栗原1244番地1
小城市三日月公民館 （小城市生涯学習センター ・ドゥイング三日月）	小城市三日月町長神田1845番地
小城市牛津公民館	小城市牛津町柿樋瀬1100番地1
小城市牛津公民館別館	小城市牛津町勝1324番地1
小城市芦刈公民館 （小城市芦刈地域交流センター ・あしぱる）	小城市芦刈町三王崎349番地

様式第1号（第4条関係）

小城市公民館生涯学習活動団体登録申請

平成 年 月 日

小城市公民館長 様

下記のとおり申請します。

団体名 _____

代表責任者 _____ ⑩

住所 _____

自宅電話 _____

携帯電話 _____

※添付書類 ①会則（規約）

②団体名簿

③過去1年の活動実績がわかるもの

※団体独自の様式可

課長（館長）	副課長	係長	係	受付

No. _____

様式第2号（第4条関係）

小城市公民館生涯学習活動団体（変更・解散）申請

平成 年 月 日

小城市公民館長 様

下記のとおり（変更・解散）申請します。

登録番号、団体名称及び変更箇所のみ変更後の内容で記入してください。

登録番号 _____

団体名 _____

代表責任者 _____ (印)

住所 _____

自宅電話 _____

携帯電話 _____

※①会則 ②団体名簿変更があれば添付する。

課長（館長）	副課長	係長	係	受付

様式第3号（第5条関係）

（表面）

9.0cm

小城市公民館生涯学習活動登録団体証明書

登録番号

団体名

使用料基準 施設使用料

減免率（%） _____

減免の理由

平成 年 月 日

小城市公民館長 ⑩

5.5cm

（裏面）

〈注意事項〉

1. 小城市公民館施設（小城公民館、桜岡支館（小城市まちなか市民交流プラザ内）、岩松支館、晴田支館、三里支館、生涯学習センター（ドゥイング三日月）、牛津公民館、地域交流センター（あしぼる））を利用申請される場合は必ず御持参ください。
2. このカードを他人に貸与し、または譲渡することはできません。
3. カードを紛失した際は、速やかにその旨を公民館に届け出て、実費を支払うことにより再交付を受けることができます。
4. 登録内容に変更があった際には速やかに変更手続きを行ってください。

※このカードを取得された方は、恐れ入りますが下記まで御連絡ください。

小城市 公民館 TEL